

番 号 : 170376

国 名 : コンゴ民主共和国

担当部署 : コンゴ民主共和国事務所

案件名 : 市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト (訓練コース運営指導)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 訓練コース運営指導

(2) 格 付 : 2号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2017年7月中旬から2018年7月中旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.60M/M、現地 2.60M/M、合計 3.20M/M

(3) 業務日数 :

第1回派遣 : 準備期間 2日 派遣期間14日 整理期間2日

第2回派遣 : 準備期間 2日 派遣期間34日 整理期間2日

第3回派遣 : 準備期間 2日 派遣期間30日 整理期間2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 6月28日 (12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれ
も提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・
公示情報/結果>「コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施
契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA
本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。
ご留意ください。

(5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出
者の契約交渉順位を決定し、2017年7月11日 (火) までに個別に通知
します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

① 業務実施の基本方針 16点

② 業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等 :

① 類似業務の経験 40点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③ 語学力 16点

④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	訓練運営指導
対象国/類似地域	アフリカ/ 全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：

黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ民」）は現在でも紛争地域を抱え、全土に国の統治が及ばず、長引く紛争の影響により限られた財政基盤、非効率な行政機構、膨大な貧困人口を擁する紛争影響国である。同国における治安セクターは、コンゴ民の国家開発戦略である「成長・貧困削減戦略（II）」の戦略的な柱「①ガバナンス強化および平和の定着」において、「国家開発に向けた取組及び他分野の成果達成の条件」と位置付けられ、コンゴ民政府は、「軍」・「警察」・「司法」の3セクターから成る治安セクター改革を、国の最優先課題として国連コンゴ民安定化ミッション（以下、「MONUSCO」）を含む国際社会の支援を得つつ進めている。コンゴ民国家警察（以下、「PNC」）は、警察組織としては1997年に設置され、約11.5万人の人員を有するが、設立時、同国は内戦状態にあったこともあり、PNCは旧国軍兵士、反政府勢力、一般出身の者が混在して構成されており、警察官としての訓練を受けないまま勤務している者が多い。そのため「市民の安全と財産を守る」という使命を十分に全うできていないのが現状である。

警察セクター改革については、政府・ドナー間のプラットフォームとして2007年に設立された「警察改革フォローアップ委員会」および「警察改革五ヶ年行動計画」（2012－2016）（以下、「PAQ」）を通じて進められている。JICA は2004年度よりMONUSCOの警察部門である国連警察（以下、「UNPOL」）からの技術支援のもと、同国の安定化・人道危機への対処の観点から、短期・緊急的性格の支援として短期専門研修、長期基礎研修を含む各種警察研修を直営で実施してきた。2009年度からは、紛争地域を含む東部州で警察研修を開始し、JICAが治安上の理由により渡航できない地域が含まれていたことから、国連開発計画（UNDP）への業務委託を通じて実施した。2014年度には、それまでの10年間の警察協力の見直しを行い、PNCが計画性・自立発展性をもって持続的に人材育成を行えるような協力内容を検討し、UNDPへの委託を終了して、直営の技術協力プロジェクト「市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト」（以下、「プロジェクト」）として再整理のうえ実施することが決定された（2015年3月にR/D署名）。PNCにはその人員の採用から研修、配置、評価に至るまでの人材育成プロセスが確立されておらず、また研修実施にかかる関連部局との調整不全、研修センターの未整備等の問題により、各警察官に対してニーズに合った質と量の研修が実施されていない。これらの課題への対応は、PAQの行動計画の一つとして打ち出されており、2013年末にはPNC内に研修を一次元的に管理する学校・研修総局（以下、「DGEF」）が設置され、2015年度には研修マスタープランや研修戦略が策定されるなど、一定の枠組みが作られつつある。

現在JICAはPNCをカウンターパートとして、UNPOLからの技術支援を得つつ、他ドナーとも連携しながらプロジェクトを実施中である（UNPOLとJICAコンゴ民事務所は、技術的連携について2015年4月に覚書を締結済）。同プロジェクトにおいて、DGEFの組織能力強化を図る目的で、2015年12月から2016年12月の期間（合計3.00MM）に研修計画専門家を派遣し、研修計画の策定並びに同研修計画の実施・管理に必要な各種手順の策定を支援した。本業務はその継続支援として、「パイロット研修」の試行を通じ、研修サイクルをPNC自らの手で確立・運営する能力強化を図ることを目的としている。

7. 業務の内容

本プロジェクト長期専門家及びカウンターパート（C/P:PNC）と協働し、PNCの研修戦略及びマスタープランに沿って、パイロット校（2017年：カシングル校（首都キンシャサから片道50km）、2018年：オ・カタンガ州カサパ校）で実施中の警察研修に対し、研修モニタリング、評価・改善の支援を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（1回目：2017年7月中旬、2回目：2018年1月、3回目：2018年5月）

【1回目】

- ① プロジェクト関係資料を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ② プロジェクトの詳細計画策定調査報告書、2016年度に実施した研修計画専門家の報告書及び他ドナーの警察改革分野の協力情報などを収集・分析し、コンゴ民における警察人材育成の現状と課題、動向を把握する。
- ③ 監督職員・長期専門家と協議のうえ、全体作業期間および現地派遣期間中のワークプラン（英文、仏訳はプロジェクトにて実施予定）を作成し、JICAに提出する。

【2回目～3回目】

- ① 前回派遣の結果を踏まえ、必要に応じてワークプラン見直しを行う。
- ② 必要に応じて追加資料の収集、次回派遣で使用する資料の作成を行う。

(2) 現地派遣期間（1回目：2017年7月、2回目：2018年1月頃、3回目：2018年5～6月頃）

【1回目】

- ① 長期専門家・C/Pと協働し、カサングル校で実施中の研修のモニタリングを行う。
- ② モニタリングの結果、抽出した課題をC/Pと共有する。

注1：カサングル校では2017年内に2回（1回3か月間、計6か月）の研修を実施予定である。

【2回目】

- ① カサパ校で実施予定の研修に講師として参加する教官に対し、C/P・長期専門家と協働で作成した研修カリキュラム（2016年短期専門家（研修計画）派遣時に作成済み）に基づき、研修の準備を支援する。
- ② ①に関連し、DGEFおよび各研修センターが利用することのできる各種作業手順マニュアル（研修実施手順、研修モニタリング手順等）を策定する。
- ③ PNC部局間、DGEF-研修センター間の連携・調整の向上に資する活動を行う。

注2：カサパ校では2018年内に1回6か月間の研修を実施予定である。

【3回目】

- ① 実施したカサパ校での研修の評価を行い、C/Pにフィードバックを行う。
- ② プロジェクトによる作業手順マニュアル最終化の支援を行う。
- ③ 関係者間（ドナー含む）で成果の発表を行う。

(3) 帰国後整理期間（1回目：2017年8月、2回目：2018年2月頃、3回目：2018年7月頃）

3回目派遣後に、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICAコンゴ民事務所に報告する。第1～2回派遣後については、各回8. に挙げる現地業務結果報告書を作成し、JICAコンゴ民事務所、長期専門家、C/P機関に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

本契約における成果品は（2）現地業務結果報告書及び（3）専門家業務完了報告書とする。なお、現地業務結果報告書は3回の現地派遣ごとに作成する。

- (1) ワークプラン（英文1部、仏訳3部：JICAコンゴ民事務所、長期専門家、C/P機関）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（英文1部、仏訳3部：JICAコンゴ民事務所、長期専門家、C/P機関）
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書（和文2部）
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処

- ④ プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤ その他：C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成したアクションプラン、研修報告、手順マニュアル等を参考資料として添付すること。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒パリ⇒キンシャサ⇒パリ⇒日本を標準とします。

(2) 一般管理費等の上限加算

コンゴ民のうちキンシャサを除く地域における業務については、その劣悪な治安状況に鑑み、一般管理費等率の基準（上限）を10%加算することができる。具体的には、契約期間のうち第2回派遣期間（34日）及び第3回派遣期間（30日）の業務に相当する期間を加算対象とする。

(3) CPU登録

本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d'Urgence：CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

（CPUに関する説明）

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150828.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

1回目：2017年7月、2回目：2018年1-3月頃、3回目：2018年5-6月頃を想定しています。
第2回派遣及び第3回派遣期間においては、オ・カタンガ州への出張を想定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地長期専門家の構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・長官アドバイザー・総括（長期派遣専門家）
- ・業務調整／研修実施能力向上（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

長期専門家による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり（初回のみ）

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 英-仏通訳備上

あり（成果品翻訳含む）

オ) 現地日程のアレンジ

長期専門家が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

コンゴ民警察内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境あり）

（２）言語について

当国はフランス語が公用語であり、PNCの使用言語および警察ドナー会議使用言語がフランス語である。また、UNPOLやEU等の他ドナー、国際機関との密接な情報共有や高度な調整能力が要求される。このため、英語のみならずフランスができると望ましい。

（３）参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

プロジェクト概要・事前評価表

（ <http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/08AF0CEB50550DE749257E1E007A0DB1?OpenDocument&pv=VW02040104> ）

- ② 業務に関連する事業の以下の資料がJICAアフリカ部アフリカ第四課（03-5226-8293）にて閲覧可能です。

- ・プロジェクトPDM
- ・詳細計画策定調査報告書
- ・PNC研修戦略
- ・研修マスタープラン

「研修計画専門家」報告書（2016年12月作成）

（４）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② コンゴ民国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、JICA安全管理部、コンゴ民事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（２０１４年１０月）」（<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上